

意見書案 第**10**号
令和3年12月13日

長岡京市議会議長

三 木 常 照 様

発議者	二階堂	恵	子	
	広垣	栄	治	
	小原	明	大	
	住田	初	恵	
	中村		歩	
	山本	法	政	

意見書の提出について

核兵器禁止条約の早期の批准を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

核兵器禁止条約の早期の批准を求める意見書（案）

本年1月22日、核兵器禁止条約が発効しました。広島・長崎で21万人を超える尊い命を奪い、生き抜いた被爆者を後遺症などの苦しみに置いてきた核兵器について、条約は生産・所有・使用・使用の威嚇を含め全面的に禁止し、違法化しています。前文には「ヒバクシャ」という文言も盛り込まれ、核廃絶を求める日本の被爆者の思いとそれに連帯する市民の声が国際社会を動かしたと言えます。

一方、約1万3千発の核兵器を保有する9か国や「核の傘」の下にある国々は核兵器禁止条約に参加をしていない状況にあり、今後、条約を包括的でより実効性の高いものにしていくことが大きな課題です。

本市も参加する平和首長会議は、世界165か国・地域の8千を超える都市に広がり、条約の批准国の拡大を呼びかけています。

2000年に行われたNPT（核兵器不拡散条約）の再検討会議では、核兵器廃絶の「明確な約束」に、核保有国も含めて合意しています。

「核の傘」の下にあるNATO（北大西洋条約機構）の参加国でも、ノルウェーに続き、ドイツが核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加する方針を示しました。

最初の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を持っています。よって、国会及び政府におかれては、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを進め、核兵器廃絶への役割を果たすために、下記2点を行われまよう強く要請します。

記

1. 核兵器禁止条約の早期の批准をめざすこと。
2. 来年3月の締約国会議にオブザーバー参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月13日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣